

議案第 8 1 号

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 0 年 6 月 2 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市スポーツセンター条例の一部を改正する条例

川崎市スポーツセンター条例（昭和 6 0 年川崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市宮前スポーツセンター	川崎市宮前区犬蔵 1 丁目 1 0 番 3 号
---------------	-------------------------

」

を

「

川崎市宮前スポーツセンター	川崎市宮前区犬蔵 1 丁目 1 0 番 3 号
川崎市多摩スポーツセンター	川崎市多摩区菅北浦 4 丁目 1 2 番 5 号

」

に改める。

第 7 条の表を次のように改める。

種 別	利用時間	休 館 日
-----	------	-------

野球場、テニスコート 及びテニスコート照明 施設以外の施設	午前9時から午後9時 30分まで	12月29日から翌年 の1月3日までの日
野球場	午前6時から午後6時 まで（11月1日から 翌年の3月31日まで は、午前8時から午後 4時まで）	
テニスコート	午前9時から午後8時 30分まで	
テニスコート照明施設	午後6時30分から午 後8時30分まで	

別表の1施設専用利用料の表備考以外の部分を次のように改める。

1 施設専用利用料

種 別				金 額			
				午 前	午 後	夜 間	全 日
				9時～ 12時	1時～ 4時30分	5時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
大	入場料 を徴収 しない	全面利用	幸 高津 宮前 多摩 麻生	6,300円	9,300円	12,800円	28,400円
			幸				

体 育 室	場合	半面利用	高津				
			宮前	3,150円	4,650円	6,400円	14,200円
	入場料を徴収する場合		幸				
		高津	18,900円	28,100円	38,400円	85,400円	
小体育室			幸	3,500円	5,100円	7,000円	15,600円
			高津				
		宮前	2,500円	3,700円	5,100円	11,300円	
第1 武道室			多摩	900円	1,500円	2,000円	4,400円
			麻生				
		高津	900円	1,500円	2,000円	4,400円	
第2 武道室			多摩	900円	1,500円	2,000円	4,400円
			麻生				
		高津	900円	1,500円	2,000円	4,400円	
研修室			高津	1,600円	1,900円	2,800円	6,300円
			多摩				
		高津	1,600円	1,900円	2,800円	6,300円	
第1 研修室			幸	1,100円	1,600円	2,200円	4,900円
			宮前	1,600円	1,900円	2,800円	6,300円

第2研修室	幸	800円	1,100円	1,900円	3,800円
	宮前	1,600円	1,900円	2,800円	6,300円
第3研修室	幸	1,100円	1,600円	2,200円	4,900円
種 別		単 位			金 額
温水プール	多摩	1コース1回2時間まで			3,000円
アーチェリー練習場	多摩	1回2時間まで			900円
野球場	多摩	1回2時間まで			2,500円
テニスコート	多摩	1面1回1時間まで			750円
テニスコート照明施設	多摩	1面1回1時間まで			800円

別表の1施設専用利用料の表備考第1項中「休日に」の次に「大体育室、小体育室、第1武道室、第2武道室、研修室、第1研修室、第2研修室又は第3研修室（以下「大体育室等」という。）を」を加え、同表備考第2項中「限る。」に」の次に「大体育室等を」を加え、同表備考第3項中「における」の次に「大体育室等の」を加え、同表備考第4項中「において」の次に「大体育室等を」を加える。

別表の3個人利用料の表に次のように加える。

種 別	基本料金	超過料金
3歳以上15歳未満	1人1回2時間ま	超過時間30分ま

温水プール	の者 15歳以上の中学生	で 200円	でごとに 50円
	15歳以上の者 (中学生を除く。)	1人1回2時間まで 500円	超過時間30分までごとに 125円

別表に次のように加える。

4 駐車場利用料

種 別		基本料金	超過料金
普通自動車	多摩	1台1時間まで 200円	超過時間30分までごとに 100円
中型自動車 大型自動車	多摩	1台1時間まで 500円	超過時間30分までごとに 250円

備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

多摩スポーツセンターを新設するため、この条例を制定するものである。